

もうひとつの「遺跡」—横濱外国人居留地 「地番」の研究

「関東遺跡文化研究会会報」第7号(2003年10月15日発行)・第8号(2004年2月29日発行)に連載

成田良幹

(1) 飛鳥田一雄の「誤解」

横浜市長であった、飛鳥田一雄(あすかた・いちお)が、「素人談義・三人ジェラルール」(1974年12月・有隣堂)に収録された、歴史エッセイ「ふらんす瓦の謎」中で、当時、謎に満ちていた「横浜の水売男」、フランス人アルフレッド・ジェラルールについて、いくつかの推論を述べている。

まずひとつは、「外人目録」(これは、正確には"Japan Directory"「ジャパン・ディレクトリー」と言い、1870(明治3)年より適宜発刊されていた在日外国人居留民名簿であり、以後J・Dと省略する)などの資料を調べた結果、都合6人のジェラルールが存在する、ということである。

一人目は、フランスの援助で幕府の軍艦建造のために設立された横須賀製鉄所のお雇い外国人のジェラルールで、1869(明治2)年から3年契約で雇われた契約技術官であった。二人目は、1859(安政6)年にフランス代理公使の通訳として来日し、日本最初のカトリック教会である横浜天主堂を建設したジェラルール神父(彼の姓の綴りは、Girardであり、他のジェラルール(Gérard)とは明らかに異なるし、その生涯もほぼ明確になっている。飛鳥田は明治初期のキリスト教の布教活動を紹介するために敢えてジェラルール神父を取り上げているに過ぎない)、三人目が、J・Dに登場してくる「肉屋のジェラルール」で、バンド(「平地」の意。現在の山下町にあたる。)169番に店を持ち、ブラフ(「丘」の意。現在の山手町にあたる。)77番に住居があった。四人目が「井戸掘りジェラルール」で、横浜の英字新聞「ファー・イースト」1870(明治3)年の記事に「最近、フランス人、ジェラルール氏が井戸掘りに成功した」という記事によるもの。また、詳細な資料は明らかにしていないが、五人目のジェラルールとして、明治初年に横浜・神戸で建築家をしていたジェラルールが存在する。そして、最後が、飛鳥田が水屋敷近辺の元町公園からみつけたフランス瓦によって興味を持つことになった、煉瓦・瓦製造業のA・ジェラルールである。

飛鳥田の推論は、当時の「お雇い外国人」が天皇にさえ接見できるほどの地位であったことを考えると、横須賀製鉄所のジェラルールと建築家のジェラルールは、「肉屋のジェラルール」「井戸掘りジェラルール」そして「ふらんす瓦のジェラルール」とは別人である、というものであった。そして、水屋敷の残るブラフ77番に居を構え、「日本絵入商人録」にも同住所に煉瓦・瓦製造工場を持っていたことが記載されている、「井戸掘りジェラルール」「ふらんす瓦のジェラルール」そして「肉屋のジェラルール」は同一人物である、と推理している。

実は、「ジェラルール論争」は飛鳥田以前にも存在し

ていた。横須賀製鉄所は、列強諸国に伍する海軍力を保持したいという幕府の思惑に、日本に対する外交的主導権を狙っていたフランスが支援を行い、設立されたものだが(つまり目的は「製鉄所」というよりも「造船所」であった)、横須賀に大規模な製鉄所が建設されるのと前後しながら、その付随施設として、小規模な「横濱製鉄所」が現在のJR石川町駅の西側の掘割の脇に設立されている。その設立には、横須賀製鉄所における人材の育成のために、フランス人が日本人技師・技術者への教育・実習を施すという目的があった。1864(文久4)年に横濱製鉄所は竣工し、1867(慶応3)年より稼働を開始している。実はこの横濱製鉄所に、やはり政府お雇い外国人で「鑄物頭目」(工事建設のための煉瓦などを製造する責任者)であったジェラルールが存在していた。この「鑄物頭目」という事実に注目した、東京大学の堀越三郎教授や明治大学の杉山秀男氏は、横須賀製鉄所のジェラルールが横濱製鉄所の技術者も兼務し、やがて3年間の雇用契約が切れた後、独立して煉瓦・瓦製造業を営んだのではないかと、飛鳥田が「ふらんす瓦の謎」を著した当時は推理していた。現在では、アルフレッド・ジェラルールは、1863(文久3)年に来日し、暫くフランス軍を相手とした食肉などの食料品販売を手掛けながら、1870(明治3)年にブラフ77番の水源を確保する以前に、その位置より1.7kmほど西側の山手の谷戸(現在の「打越」)に1868(明治元)年の水源をもとに既に「水売り」を開始している、ということが判明している。一方で横須賀製鉄所のジェラルールは、1869(明治2)年から1872(明治5)年までの3年契約で、製鉄所に「勤務」していた。後に判明する、こうした「歴史的な前後関係」を辿る以前に、先に述べた通り、飛鳥田は独自の「職業観」に基づいて、この2系列のジェラルール(「肉屋—水売り—煉瓦・瓦製造」と「横須賀製鉄所—横濱製鉄所—建築家」)を別人として区分したのである。

近年、日仏関係研究家クリスチャン・ボラックの著した労作「絹と光—知られざる日仏交流—100年の歴史」(アシェット婦人画報社刊・2002年)は、90年代以降のアルフレッド・ジェラルール研究の成果(詳細は前稿「アルフレッド・ジェラルールの『夢のあと』参照)を踏襲し、「篤志事業家 アルフレッド・ジェラルール」なる一章を割いている。この中で、「造船所建設のため、横須賀に煉瓦工場をつくった技師ジェラルールなる人物は、けっきょく様々な研究と確認作業のすえ、ルイ＝ヴィクトール・ジェラルール(Louis Victor Gérard)という名前で、1873(明治6)年に日本を去ったということが判明した」(同、第9章)とボラックは書いている。つまり、横須賀製鉄所のジェラルールと「ふらんす瓦」のジェラルールは別人である、という飛鳥田の推論は見事に的中していたということになる。

しかし、その直前に、アルフレッド・ジェラルールに関する飛鳥田の研究成果に触れ、ボラックはこうも書いている。「……飛鳥田氏によれば、横須賀の技師ジェラルールが、瓦製造業アルフレッド・ジェラルールに最もぴったりと当てはまるという。」つまり、ボラック

は飛鳥田の推論を、肝心のポイントで大きく誤解しているのである。ポラックは、パリ国立大学卒業後、早稲田大学、一ツ橋大学に留学した親日派であり、現在日本の大学でも教鞭をとっているほどの研究者であることから、資料翻訳に伴う誤解とも考え難い。とすれば、どこから、この誤解は生じているのだろうか。

思い当たることがひとつある。フランス文学者であり、日仏関係の著書も数多い、富田仁は、その著書「横浜ふらんす物語」(白水社刊・1991年)に「ヨコハマ産業技術事始め」という一章を設け、その中の「2. フランス瓦」で次のように述べている。「横浜市長もつとめられた飛鳥田一雄は、(中略)瓦製造のジェラルに類似した名をもつフランス人たちにスポットを当てていき、横須賀製鉄所技師のジェラルがレンガ製造に当たったことに触れ、この人物が井戸掘りジェラルであり、肉屋のジェラルとも同一人物であることを証明しているが、(後略)」。おそらく、ポラックの誤解も、この富田の「誤読」を踏襲しているものと想像される。

以上が、アルフレッド・ジェラルに関して、飛鳥田一雄が「被った」誤解の顛末である。次に、飛鳥田自身が「ふらんす瓦の謎」中で犯した「ひとつの誤解」について触れなくてはならない。

飛鳥田は、J・Dの1870(明治3)年版に「肉屋のジェラル」が、バンド169番に肉屋を営業し、ブラフ77番に居住していた、という記載をみつけ、このバンド169番を、現在の県庁前、「横浜港郵便局」の辺り、と特定している。彼の発見の最大の白眉は、肉屋のジェラルの居住地のブラフ77番こそが、現在の「水屋敷」が存在する場所であることから、「日本絵入商人録」(1886(明治19)年刊)に記載されている煉瓦・瓦製造業のジェラルと、この「肉屋のジェラル」ならびに「水売りのジェラル」が同一人物である、ということを描き示していたことにある。しかし、一方で、水屋敷跡で見つかった瓦の刻印「A・ジェラル、一八七三年、ヨコハマ百八八バン、二五三三」(2533は皇紀のこ)から察せられる通り、1872(明治6)年時点ではバンド188番に事務所を構えていた、ということと、1870(明治3)年当時は、それがバンド169番にあった、ということに、何故か余りに無関心であるような気がする。あるいは、この間に事務所が移転したか、または、肉屋の店舗と、煉瓦・瓦製造業のオフィスが別に存在しえていたとしても当然、と考えていたのかもしれない。しかし、飛鳥田は敢えて、この「矛盾」には触れていない。しかし、J・Dの1870(明治3)年版に記載された「肉屋のジェラル」の事務所であるバンド169番の位置の特定(「横浜港郵便局」のあたり)にこそ、実は飛鳥田の誤解があった。しかし、逆に、この誤解を解き明かすことで、「肉屋のジェラル」と煉瓦・瓦製造業のジェラルとが同一人物であることが証明されることになるのではあるが。この矛盾を解き明かすためには、まず、バンドにおける地番について理解を深める必要があるだろう。

(2) 横浜外国人居留地、その地番の歴史

横浜開港資料館が発行している小さなハンドブック「横浜の歴史あれこれ Q&A—近代編—」(1998年)に、その矛盾を解き明かすための第一歩が記されている。

「山下町と山手町の地番が昔も今も変わらないのはなぜだろうか」という問いに対し、この筆者は、以下の通りに答えている。1858(安政5)年にアメリカなど列強との間で締結された通商条約に基づく開港場のひとつとして幕府によって横浜は開港され、外国人が住んで商売をする場所として居留地を設けることになった。しかし、列強諸国の公使や領事は、江戸に近い東海道の宿場町であった神奈川宿に近い場所を主張し、対立した。1860(安政7)年1月に漸く列強も横浜開港に同意したが、借地料の金額でまたもめることになった。これがようやく解決した1862(文久2)年1月頃、神奈川奉行所は居留地(バンド)全体の図面を作成し、これに地番をつけた。これは外国の真似をしたものであり、日本にはなかった習慣である。1867(慶応3)年には、山手地区(ブラフ)が居留地に加えられ、やはり同様に地番がつけられた。そして1899(明治32)年、新しい条約が実施された際(条約改正)に、居留地の制度が廃止され、旧居留地は山下町(旧バンド)と山手町(旧ブラフ)になったが、地番はそのまま引き継がれることになった、と。

つまり、「原則的には」、1862(文久2)年、神奈川奉行所がバンドにつけた地番が、そのまま現在の「山下町〇〇番地」になっている、ということになる。

ちなみに、1858(安政5)年の通商条約の開港地は、函館、神奈川、長崎、新潟、兵庫の五港である。石井研堂は『事物起源』の中で、「日本において凡て宅地などに番号をつける習慣が始まったのは、確かではないが、横浜の居留地の商館に番号がついているのを見て真似たことによるものではないか」と書いているが、実は長崎の大浦居留地では、これより早く1860(万延元)年10月には地番が付された、という記録が残っている。これは、イギリス、アメリカ、オランダ三国領事との間で交わされた「長崎地所規則」の第四条にある「境界を確定するためにその地所の番号を明確に彫付けた境界石を設立する」という規定に基づくものであった。ほぼ同様の内容で「神奈川地所規則」がこれに遡る、同年8月に締結されているものの、日本側の承認が得られず、履行されていない。尚、東京における最初の地番は、更に時を経た、1869(明治2)年のこととなる。

神奈川奉行所により1862(文久2)年1月に横浜外国人居留地の地番が統一されるまでの間、横浜外国人居留地では奇妙な地番設定が行われていた。国籍別に「商館番号」がつけられていたのである。つまり、運上所(税関)が入港船を国籍別に管理していたことから、この入港船によって開設された商館の順に原則的に番号をつけていったのである。1861(文久元)年の「横浜開港便覧」によれば、「亜壺番オール」は「米一番館」のウォルッシュ・ホール商会のパートナーのホール氏であるし、「英三番ケシキ」は「英三番館」のジャーディン・マセソン商会のケスティック氏であ

る、といった具合である。しかし、こうした国籍別商館番号では、国籍別であっても番号順に商館が並んでいるわけでもなく、ましてや国籍別に所在地はばらばらなので、商館番号と場所の特定には、その数が増えれば増えるほど、相当な不便と混乱が生じたことは想像に難くない。こうして、1861（文久元）年の末頃から神奈川奉行所は地番の整理を始め、翌年の初めには印刷された正規の地券が発行されることになった。しかし、その後も古い商館番号を使い続ける商社もあり、現在でも「英一番館」などの商号が存在するのはその時の名残といえよう。

さて、現存する横浜外国人居留地図のうち、地番の入った民政用地図で最も古いものとしては、1865（慶応元）年にフランス人クリペが在日フランス公使ロッシュの指示で作成したものがあるので、これを見てみよう（図1）。

この地図を見てすぐ気がつくことは、横浜外国人居留地は、周囲を掘割と海と沼地で囲まれた地勢に位置しており、まさに長崎「出島」と同様に居留地を「隔離」しようとしていた幕府の思惑を目の当たりにすることができる、ということである。扇状に広がった埋立地の中央より左側が外国人居留地であり、右側は日本人の店舗・居住地区（現在の元浜町、北仲通、本町、南仲通、弁天通、太田町、相生町、住吉町、常盤町、尾上町、真砂町、港町であり、それぞれが左右に延びる通りごとに町を形成していく）となっている。現在の横浜公園の下半分（北東側）は沼地のまま残っているが、上半分（北西側）には「遊女屋」すなわち遊郭が既に設けられている。中央の埠頭の上にある右側区

画が「運上所」すなわち税関であり、左側の区画には「異人コンシェル」とあり、諸外国の領事館があったものと思われる。因みに、この運上所跡が現在の神奈川県庁であり、領事館跡の上（北西）の一区画に、飛鳥田が指摘した「横浜港郵便局」がある。

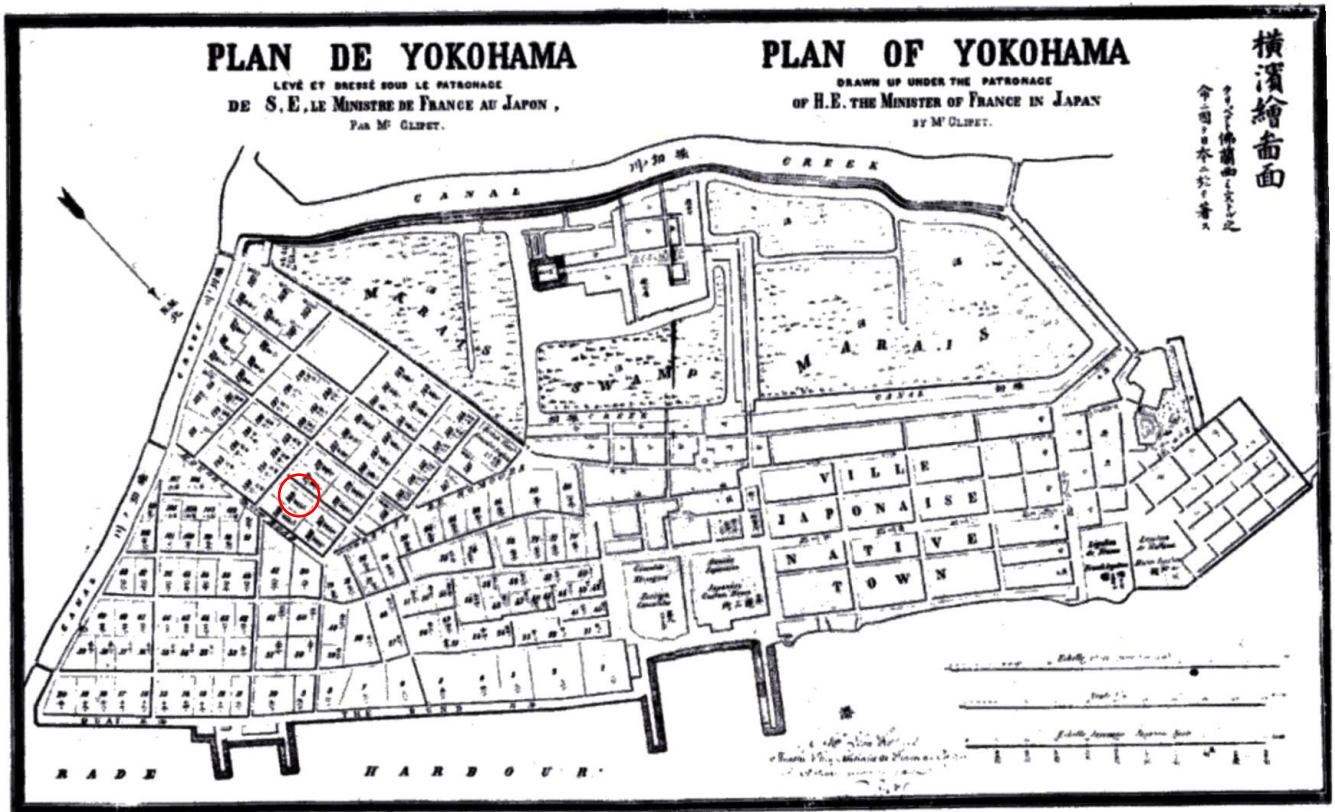
そしてその領事館の左、海に面した現在の山下通りの区画に、右から順番に1番、2番・・・と地番が付与されていることが分る。バンドの1番は現在のシルクセンターにあたる。海沿いを左まで20番まで割り振った後、ふたたび領事館脇の二番目の通り沿いに21番、22番・・・と続き39番で再び折り返し、という具合に、ほぼ通り沿いに右から左に向けて、また海から陸に向けて、地番が高くなっていく。

問題は、現在の中華街地区であるが、ここは海沿いに並行した通りではなく、この一区画だけが、南側の掘割と並行して通路が走っている。従って、この区画は、掘割沿いの下側（北東）に若い地番112番が付され、上（南西）に向かって113番、114番・・・折り返して、北側の通りに入るにしたがって、高い地番になっていく（但し、一部この昇順には不規則なところがある）。そして留意すべき点は、この時点でバンドに存在しえた一番高い地番は173番で終わっている、ということである。つまり、この時点では、バンドの188番は存在していない。

（3）ニューヨーク・マンハッタンの地番割当

さて、爾来日本には地番を割り当てるという習慣がなかったものなので、神奈川奉行所によるこの地番割

（図1）クリペの横浜外国人居留地図（円内が169番）



当には、何らかのかたちで外国人のアドバイスがあったことは想像に難くないが、それを裏付けるものはない。

しかし、地番はその性格から、合理的であって、誰もが理解でき、地番によってすぐ位置が特定できることが理想的である、といえよう。横浜外国人居留地の地番割当がどの国のものを参考に行われたのかは判然としないが、ここで少し横道に逸れて、最も「合理的」と思われるアメリカ・ニューヨーク・マンハッタンの地番割当についてご紹介しておこう。

マンハッタンの中心部は、南北を貫く13のアベニュー（四車線以上の広い通り）と東西を走るストリート（一、二車線の細い通り）によって碁盤目状に区画されている。マンハッタンの地番には、このアベニューに面した地番とストリートに面した地番の二種類がある。建物の入り口がアベニューに面した建物は前者を、ストリートに面した建物は後者を使用する原則となっている（双方を持つものはいずれを使用してもよい）。南北を貫くアベニューはそれぞれ南端から北へ向かってブロックごとに昇順の地番がつけられている。しかも、北へ向かって右側（すなわち東側）が奇数番地、左側（西側）が偶数番地、と交互に地番が割り当てられていく。アベニューの南端は必ずしも13本が一致していないために、あるストリートを東西に横断すると、アベニューに面した地番がいずれの交差点でも一致するとは限らないが、アベニューに面した地番をストリートごとに区切った一覧表を見れば、ほぼ場所は特定できることになる。

更に、ストリートに面した地番は、より分かりやすい。セントラル・パークの東側を南北に走る5th アベニューの東側を1番として、アベニューごとに始まるストリートの地番の最初が決まっている。パークアベニューと直行するストリートは東100番から、3rd アベニューと直行するストリートは東200番から、2nd アベニューと直行するストリートは東300番から、と、東にいくに連れて百番単位で増えていく。西についても同様で、6th アベニューは西100番から、7th アベニューは西200番から、という具合である。そしてこれも、アベニューと直行するストリートの北向き（南側）が愚数、南向き（北側）が奇数で交互に番地が割り当てられる。たとえば、300 East 75th Street という地番があれば、これは2nd アベニューに面した角の、75

ストリートの北向きに入り口のある建物、ということがすぐ分るわけである。そして、その正面には、301 East 75th Street という地番の建物が存在している。340 East 75th Street という地番の建物は、2nd アベニューと1st アベニューの間であって、北向きの建物である、など、地番から、即座にその位置を特定することができるのである。

勿論、マンハッタンのように碁盤目に区切られた街区であって始めて合理的な地番の割当が可能ではあるが、アメリカの他の都市でこのようなきちんとした碁盤状の街区を持たない地域においても、比較的上記のような地番割当の原則は貫かれており、日本の地番割当よりははるかに分かりやすい。

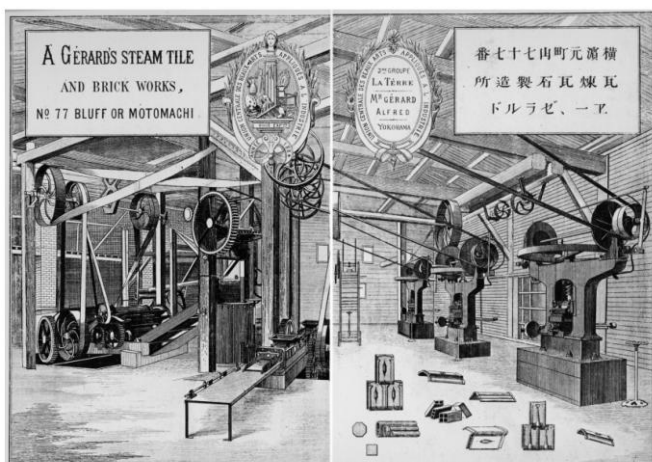
あるいは、バンドにおける地番割当も、一区画において海岸沿いの通りに面した入り口しか存在しなかったとすれば、アメリカ流の地番割当に近いもの、といえるのかもしれない。

(4) バンド 169 番、そしてバンド 188 番

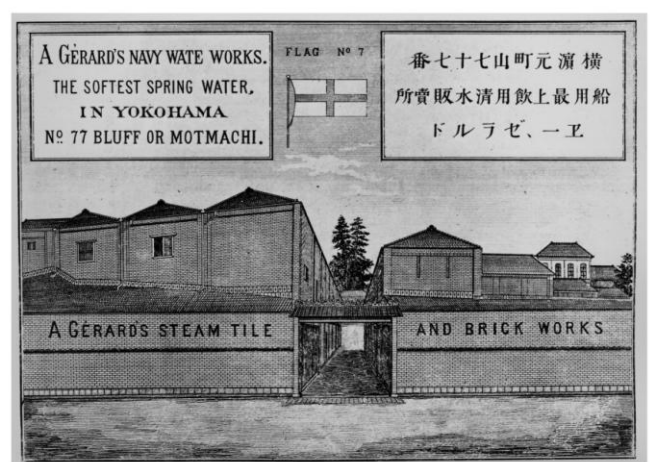
さて、話を幕末の横浜外国人居留地に戻そう。

先にも指摘した通り、1870（明治3）年刊のJ・Dには、肉屋のジェラルールがバンド169番に肉屋を営み、ブラフ77番に居住している、という記載がある。一方、ジェラルールの瓦の刻印の最古のものは「A・ジェラルール、一八七三、ヨコハマ百八八番、二五三三」であるから、1873（明治6）年にはジェラルールのオフィスはバンド188番にあったことになる。それでは、ジェラルールはブラフ169番に「肉屋」を構え、188番に瓦・煉瓦を扱う「ジェラルール商会」を持っていたのだろうか。

「横濱銅版畫」（神奈川県立博物館編・有隣堂刊・1982年）は、1883（明治16）年から1891（明治24）年の間に出版されたと想定される「横濱緒会社諸商店之図（通称。但し、原題は不明）」、ならびに1886（明治19）年に出版された「日本絵入商人録」という、横浜居留地の商店の外観を中心に銅版画として描いた二巻の出版物をもとに、二百店舗に近い当時の外国人居留地に存在した商店・公共施設の位置を特定し、それぞれの来歴を記録した労作である。現在、われわれが知ることでできるアルフレッド・ジェラルールのブラフ77番の瓦・煉瓦工場の内部（図2）および外観



(図2) ジェラルールの工場内部



(図3) ジェラルールの工場外観

図（図3）も実はこの出版物に所収されており、一般に見ることができる（「日本絵入商人録」の部に所収）。やや長くなるが、この「横濱銅版畫」の「エー・ゼラルド（A. GÉRARD）」の解説を引用しよう。

「さて、ゼラルドの記録が最初に見られるのは、1870年3月刊のJ・Dに横浜居留地の169番館に”Gérard & Co. Yokohama Butchery”として館主A. ゼラルドと、使用人というより共同経営のような形で、A. M. ディックの名が並んであり、屠殺業をしていたことが知られ、同時に山手77、78、79番も所有していたことが記録されている。また、同じJ・Dの1872年の記録では、ゼラルドは同じ169番館にあって”Fourrisseur, Navy Water Works”船舶用の飲用水御用を営み、同所のゼラルド・ビルNo. 7にある『横浜屠殺場』の経営は、H. A. ザビエルが支配人となっている。したがって、この頃、ゼラルドは屠殺業を人にゆずり、自分は船舶用の飲用水の販売を既に始めていたことが知られる。（中略）屠殺業から水売業へ転業を志し、それが成功して資金ができたようで、1873年には瓦の製造を同169番で始めている。これは、ゼラルドが最初に製造したと思われる明治6年（1873）製造の瓦（他に1876年、1878年、1886年銘の瓦が現在知られている）に「ヨコハマーハハバン」と刻印されているのとは一見矛盾しているようである。しかし、先に引用した1870年刊のJ・Dの注に『最近の条例によると、次の番号が、日本政府の公式の番号と符号するように変更された』とあり、188番が169番に変更されていることが示され、188番と

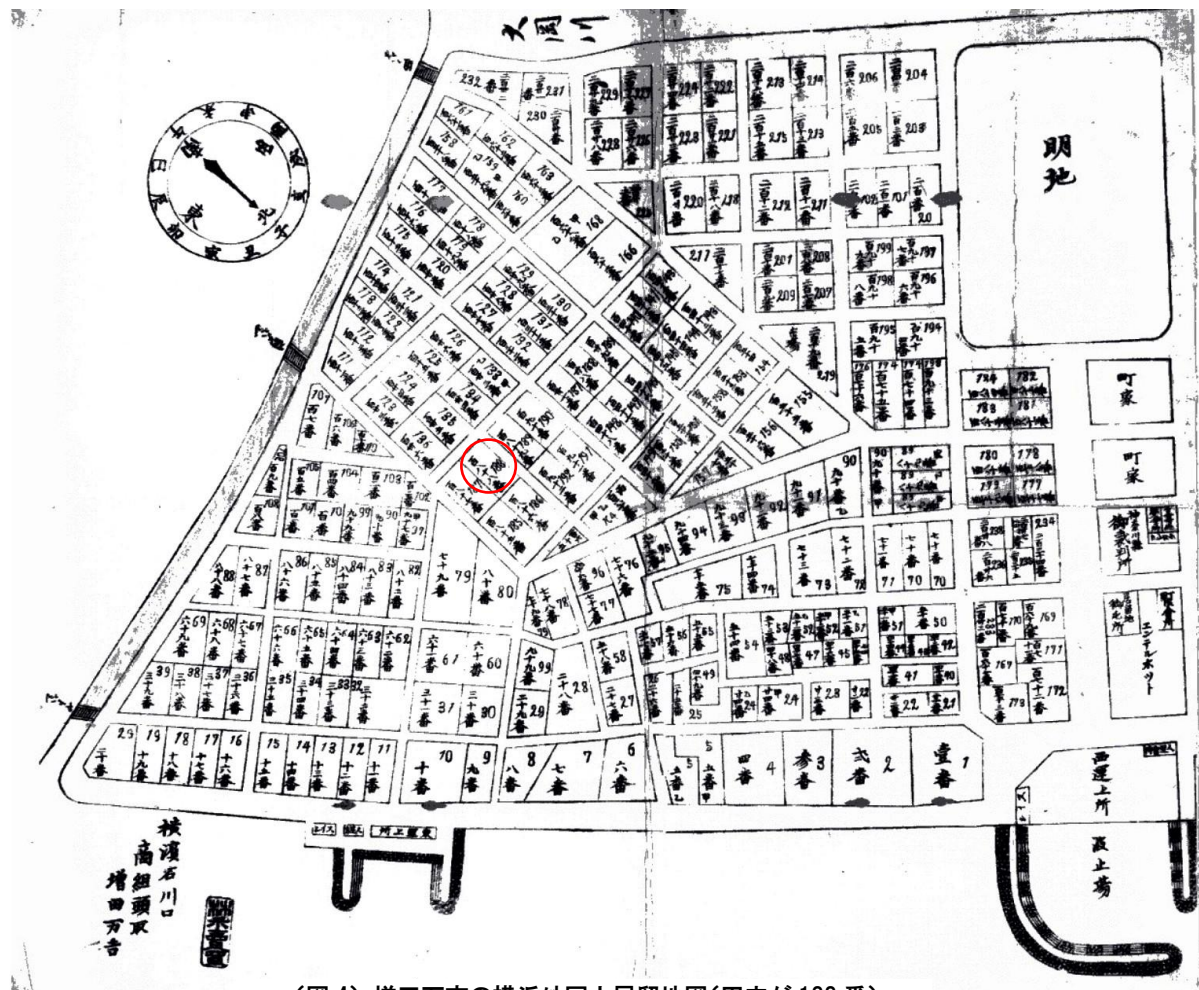
169番が同一の場所であることがわかる。1872年の記録では、169番ゼラルドとなっており、1875年以降はまた188番となっていて、不明確な点はあるが、ともかく、この188番に事務所を持ち瓦製造を始め、（後略）」

この文章は、バンド188番と169番が同一の場所であったことを指摘したものとして非常に大きな意味をもっているが、その経緯については、やや混乱が見られるような気がする。

第二章において、1865（慶応元）年に作成されたクリベの外国人居留地図を丹念に見てきたが、上記の記述によれば1870（明治3）年に行われたと想像される「一部の地番改定」、の後にあたる1871（明治4）年の外国人居留地図（増田万吉作成）を比較しながら見てみたい（図4）。

1865（慶応元）年の地図と比較した大きな相違は、運用所（税関）の左側（南東）にあった、旧外国領事館跡が、現在の横浜公園にかけて、区画整理され、新しい地番が付与されていることと、左上（南西）にあった湿地帯が埋め立てられ、外国人居留地として新たに地番を付与されていることである。いわば、この2つの区画整理によって、1865（慶応元）年には173番までしかなかった地番が、238番まで増えているのである。

しかし、問題は、増えた居留地に単純に174番から238番までの番号が割当てられただけではない、ということにある。新しく地番を与えられた区域の中で、何故か167番から173番までが、旧番地と入れ替え



（図4）増田万吉の横浜外国人居留地図（円内が188番）

られているのである。具体的に見ていくと、旧 167 番には新 186 番が、旧 168 番には新 187 番が、旧 169 番には新 188 番が、・・・この順に旧 173 番には新 192 番が割り当てられ、これら 7 つの旧番地は、運用所前を中心とした、新街区に割り当てられている。そして、もうひとつ注目すべきことは、この新街区の地番の割当には余り明確な規則性が見られない、ということである。特に現横浜公園の左側（南東）に見られるように、街区のひとつのブロックに並列する番号を並べているだけであり、1862（文久 2）年に見られた「通り沿いに昇順に地番を並べていく」という規則性は認められない。

さて、何故、バンド旧 167 番から 173 番までの地番を、敢えて新番地との「入れ替え」を行ったのだろうか。少なくとも筆者の調べた範囲で、これについて触れた文献はなく、ひとつの深い謎として残っている。しかし、少なくともこれによって、アルフレッド・ジェラルルのオフィスに関する謎はほぼ解けた、といえるだろう。つまり、先の「横濱銅版畫」の「解説」で引用した「188 番が 169 番に変更された」、というのは正しくなく、「旧 169 番が新 188 番に変更された」のであり、その時期はほぼ 1870（明治 3）年前後と想像される。ジェラルルのオフィスに関する記載を、時代を追って整理してみると、次のようになる。

- 1870（明治 3）年 肉屋のジェラルル 169 番（J・D による）
- 1872（明治 5）年 飲用水販売ジェラルル 169 番（J・D による）
- 1873（明治 6）年 ジェラルル瓦の刻印 188 番

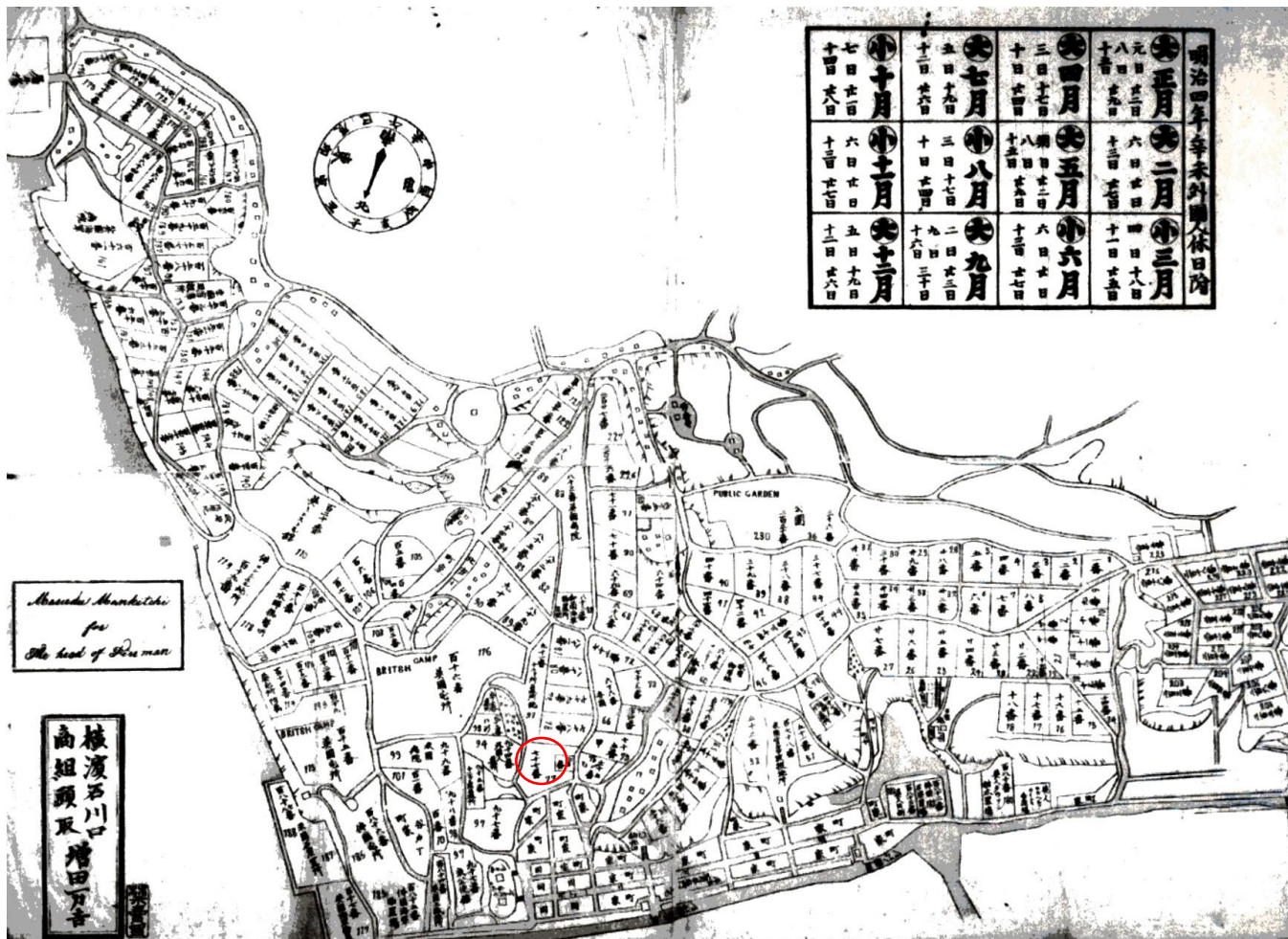
1875（明治 8）年 ジェラルル商会 188 番（J・D による）

このように時系列に整理してみると、「解説」では 1870（明治 3）年に地番変更の告知が掲げられている、と指摘しているが、J・D における変更後の地番に基づく記載が若干遅れた、と考えるのが妥当なのではないだろうか。但し、「解説」の筆者が「188 番が 169 番に変更された」と理解していたとすれば、混乱が生じるのは当然だろう。

そして、飛鳥田の「ふらんす瓦の謎」の中で、ジェラルルのオフィスを 1870（明治 3）年の J・D の記載に従って「横浜港郵便局の辺り」としたのは、地番変更前の 169 番を、地番変更後の 169 番の位置に限定したことの過ちであった。つまり、飛鳥田はこの 1870（明治 3）年前後の一部地番変更を認識していなかった、ということになる。しかし、旧 169 番と新 188 番が同一の地番であることが判明したことで、飛鳥田の推論通り、肉屋のジェラルル、飲用水販売のジェラルル、ふらんす瓦のジェラルルが同一人物であることが、逆に証明されたことになるのである。

（5）山手外国人居留地と日本人居留地との「接点」

第四章でご紹介した、「日本絵入商人録」所収になるジェラルルのブラフ 77 番の瓦・煉瓦工場の内観図（図 2）および外観図（図 3）を再び、よくご覧いただきたい。この内観図、外観図の双方の、縁取りの中で記載された住所は、英語では”No.77 Bluff or Motomachi”となっており、日本語では「横濱元町山



（図 5）増田万吉の山手外国人居留地図（円内が 77 番）

七十七番」とある。日本語表記については、やや理解しづらい部分があるが、英語表記の意味するところは、「山手77番地あるいは元町77番地」という意味にとれなくもない。つまり、町名の違う同じ番地が、同じ場所（すなわち現在の「水屋敷」）に存在している、ということになる。これは一体、どういうことなのだろうか。

実は、この疑問に対しても、第二章で紹介した、「横浜の歴史あれこれ Q&A—近代編—」（横浜開港資料館編・1998年）のコラム（「地番の欠番の歴史」）が答えを出してくれているので、これを引用しよう。

「明治時代の初めころ、フランス人ジェラルールが山手居留地の77、78、79、80、81、91、200番の土地を借り、湧水を船に売ったり、西洋瓦と煉瓦を焼く工場を建てたりしました。1927年（昭和2年）、遺産相続人からその土地の権利を買った横浜市が、これをまとめて77番にした結果、77番は現在元町公園がすべて含まれる広い面積となり、それ以外は欠番となりました。しかも地番はそのままで、元町1丁目に編入されました。（後略）」

第四章で紹介したバンドの地図同様、増田万吉作成になる、1871（明治4）年の山手外国人居留地の地図を見てみよう（図5）。地図の下側（ほぼ北側）に現在の堀川（掘割）が見え、その先（下）はバンドになる。そのやや上に左右に伸びている街並みが元町となる。元町本通りは、現在、石川町側から海に向かって歩くと、元町プラザを右に見ながら先に抜けると、谷戸坂から新山下へ抜ける道と、左に谷戸橋を渡って山下町に抜ける道に分かれているが、関東大震災で壊滅するまでは増徳院という寺院が正面（現在の元町プラザ付近）にある「行き止まり」の道であった。この増徳院前を右（上）に折れて暫く行くと左手に外国人墓地（もともとは、ここは増徳院裏手の墓所であった）、そして右手にブラフ77番が見える。ここがジェラルールの瓦・煉瓦工場のあった場所である。

因みに、ブラフの地番の法則を見ておこう。ブラフ1番は、現在の地蔵坂を上がった場所にある。現在のように、山手トンネルによって本牧方面との往来が容易になる以前は、この地蔵坂の山越えが、関内方面から本牧方面への交通の要衝であったことを考えると、ここからブラフの地番を開始したことは十分に理解できる。しかし、その地番割当の法則は特に明確ではなく、街区ごとに右（西）から左（東）へ地番を割当ながら、東へ向かっていくに連れて地番が高くなっていく、という大雑把な構造になっている。街区の形状が複雑なこともあるが、バンドに見られた1862（文久2）年の地番割当の整然さよりは、先に指摘した、1870（明治3）年の「地番改定」の際の割当の方式に近似している、といえるだろう。これは、事実、山手外国人居留地が、バンドより後に造成されたことと関連があるのかもしれない。また、バンドがオフィス街であるのに対して、ブラフは居住地域であることから、それほど整然と合理的な地番割当を必要としなかったことも、ひとつの原因として考えられる。

この地図は、外国人居留地の地図なので、日本人居住区の元町の地番は記載されていない。元町の地番がいつ頃割り当てられたかは定かではないが、現在の地番を見ると、海側から順番に地番が割り当てられ、先に引用した「横浜の歴史あれこれ Q&A—近代編—」に記載された通り、元町1丁目のあたりで大きく元町公園一帯を包み込むように77番地が広がっている。おそらく、「日本絵入商人録」が出版された1886（明治19）年には、元町にも地番が割り当てられ、元町（1丁目）77番地は、山手77番と重なっていたのであろう。ここに記載された、”No.77 Bluff or Motomachi”という表記は、まさに「77番地」が、山手外国人居留地と元町日本人居住地の「接点」であったことを意味しているに他ならない。それは、あたかも「元町」自体が、横浜開港地造成の際に土地を追われた旧住民の移転先として形成され、更に、従来の半農半漁という生業から遮断され、「丘の上」の外国人居留民を相手とした製造・販売業に転業し、発展していった経緯を考えると、まさにその接点としての「象徴」であった、と言っても過言ではないのかもしれない。

（6）アルフレッド・ジェラルールの「七」不思議

前稿にも詳述した通り、アルフレッド・ジェラルールの謎は、この数年の間にその多くが解かれていったのは事実である。しかし、解き明かされていない謎は、まだ少なくない。

まず、彼はなぜ来日したのだろうか。パリ市の北東に位置するランス市のパン屋の子息として生まれながら、1863（文久3）年に26歳で来日するまで、彼は何をし、何を夢みていたのだろうか。1863（文久3）年とは、その6月20日には、居留民保護を目的にフランス海軍が横浜に上陸し、8月13日には幕府より山手（現在の「フランス山地区」）の3,042坪を無償で貸与を受け、兵舎を設営し、駐留を開始した、まさにその年にあたる。ジェラルールは来日後、1865（慶応元）年には、フランス陸海軍への食料調達業を行っていたという記録も残っていることから、フランス軍属として、あるいは軍人の一人として来日した可能性も否定できない、と思われる。

1868（明治元）年には船舶用飲料水販売も開始しているし、1870（明治3）年には、バンド169番に店を構える「肉屋」として、いわばフランス軍とのコネクションを利用した食品・飲料水販売でその初期資本を蓄えたことだろう。このフランス軍との関係は、先に引用した、J・Dの1872（明治5）年の記載に”Fouresseur, Navy Water Works”とあることから、強く印象づけられる。

そして1873（明治6）年には、瓦・煉瓦の製造販売を開始している。食品・飲料水販売から、この瓦・煉瓦製造販売への転機は何だったのであろうか。洋館建築に伴う需要を見込んだ、単純な商業人的感覚にもとづくものであるのだろうか。それとも2,500点もの日本美術・工芸品を晩年ランス市美術館に寄付したほどの趣味人としての血が騒いだのだろうか。

彼の帰国時期についても、特定されていない。現在、1878（明治11）年説と1890（明治23）年説の二説があることは前稿に述べた通りである。これが特定できない原因は、会社組織としてのジェラルル商会とアルフレッド・ジェラルル個人の記録が、J・Dでは不分明になってしまうことと、彼自身、何度か一時帰国をしていることにある。別の言い方をすると、1878（明治11）年から1890（明治23）年までの間、個人としてのアルフレッド・ジェラルルの足跡が十分に辿れなくなっている、ということになる。事業の大きな転機を迎えるこの期間、彼はどこで、何を考え、何をしていたのだろうか。

ジェラルル商会そのものについても、研究は不十分である。おそらくは、フランス軍への食料調達業を開始した1865（慶応元）年頃に来て、その設立は辿れるのであろうが、一方で、いつまで存在していたのだろうか。1920（大正9）年には、ジェラルルの瓦・煉瓦工場の「跡地」に「大正活映」が創設されているので（撮影所を含むもの）、この時期までには主力商品であった瓦・煉瓦製造販売は廃業していたものと思われるが、1923（大正12）年の関東大震災に際して、「ジェラルル給水株式会社」が罹災者の給水に貢献した、という記録もある。幕末、明治のニーズを的確に把握しながら、「軍への食料調達業」→「肉屋」→「飲料水販売」→「瓦・煉瓦製造販売」と発展していったジェラルル商会は、1887（明治20）年のパーマーによる近代水道の導入により「飲料水販売」を断念し、また、日本資本による瓦・煉瓦製造の普及によって価格競争力を失い、これも廃業した、と想像されている。想定されるジェラルル商会の「最期」は、アルフレッド・ジェラルルの没後、1927（昭和2）年に、ジェラルルの相続人から、横浜市が永代借地権ならびに給水施設を買い戻した時点であろうが、この間のジェラルル商会の盛衰は詳らかではない。

最後に、筆者の気になっているジェラルルの「謎」を二つばかり呈しておきたい。

今回の「探訪」の最大の眼目であった、ジェラルル商会の在り処については、以上の論考からも明らかのように、現在の山下町188番地（中華街の一角）、すなわち、バンド新188番（旧169番地）ということではほぼ定説となることだろう。しかし、である。第四章に問題提起をしたように、何故、1862（文久2）年に一度割当てられた地番の内、一部の7つの地番だけを、1870（明治3）年前後と想像される地番変更の際に、新しい地番と故意に「入れ替えた」のか、ということである。これに 대응する、最も合理的な「仮説」があるとするれば、新たな居留地に、旧地番の商店が、地番をもったまま「移転」したのではないかと、ということである。そうすれば、同じ商店が同じ番地を使用し続けることができる、という利便が生じる。しかし、ジェラルル商会の地番は、J・Dによれば、1875（明治8）年以降、188番に変更しているのではないかと、という反論も当然のことである。では、新地番の169番には一体、「何が」あったのか。

実は「日本絵入商人録」に、偶然にもこの新169番の建物が出てくる（図6）。しかし、この商館につい

ては、その商店名も記載されておらず、ただ「横濱百六十九番館」としか記されていない。その「解説」にも「この図には具体的な商館が示されておらず、『絵入商人録』のディレクターにも記されていないため、未詳である。」とあるばかりである。よもや、ジェラルルが新188番と新169番を併用していた、というようなことはあるまいか。

最後の謎は、アルフレッド・ジェラルルと「7」、である。幾度もご覧いただいている「日本絵入商人録」所収になるジェラルルのブラフ77番の瓦・煉瓦工場の外観図（図3）の方を、改めて注視していただきたい。その中央に何故か“Flag No.7”が高々と掲げられている。ジェラルルとフランス海軍との関係が強かったことから、つい最近まで、筆者はこれが「国際信号旗」（International Code）なる、船舶が信号に用いる万国共通の旗だろう、と思い込んでいた。これは、単純に識別できる幾何学模様アルファベットと数字に対応した一連の旗からなり、これらを組み合わせる言葉にし（或いは単体でも意味を持つ）、他船などに信号を送るための旗である。前稿にも記載した通り、内観図（図2）の方には、飛鳥田も指摘している通り、1884（明治17）年にパリで開催された博覧会の陶芸部門賞を受賞した際の賞牌が印刷されており、これは明らかにジェラルル本人の思い入れが込められたものと考えることができる。では、何故、ジェラルルは、工場の外観図に“Flag No.7”を掲げたのだろうか。しかも、この旗は明らかに「国際信号旗」のナンバーフラッグ7とは異なる。とすれば、ジェラルル商会の社旗ともいえるべき、この旗の由来はどこにあるのだろうか。

先に紹介した、「横濱銅版畫」のジェラルルに関する「解説」の中に、「また、同じJ・Dの1872年の記録では、ゼラルドは同じ169番館にあって“Fourrisseur, Navy Water Works”船舶用の飲用水御用を営み、同所のゼラルド・ビルNo. 7にある『横濱屠殺場』の経営は、H. A. ザビエルが支配人となっている。」という記載があって、旧169番の「ゼラルド・ビル」には「No. 7」という称号が与えられていたことが分かる。旧169番には、ジェラルルのビル以外にもいくつかのビルが建っていたので、番地内の地番を細分化する必要があったことによるものと想像されている。前記の工場外観図に掲げられた“Flag No.7”も、おそらくは、これに由来するものだろう。彼自身が「7」に愛着を持っていたことを示す興味深いエピソードであろう。



（図6）バンド新169番

思えば、ジェラールほど「7」に縁のある男はいない。居を構えたのは、外国人居留地と日本人居留地の接点であった、ブラフ 77 番であった。そして、まさに彼の没年は、わずか 4 日後に次の誕生日を迎えようとしていた、1915 年 3 月 19 日、時にアルフレッド・ジェラール、77 歳であった。

(訂正とお詫び：前稿「アルフレッド・ジェラールの『夢のあと』」第五章の中で、パーマーの近代水道も当初は陶器管を使用していた、という記述がありますが、これは誤りで、当初より鉄管を使用していました。訂正いたしますとともに、読者に対しお詫びいたします。)

(完)